

川越市自治会連合会地域活動支援費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域社会における住民の福祉の増進及び連帯意識の高揚を図るため、支会が行う各種事業に対し、支援費を交付することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 この要綱による支援費の交付対象事業は、前条の目的を達成するために行う次に掲げる事業で、正副会長会が認めたものとする。

- (1) 交通安全対策の推進に関する事業
- (2) 青少年の健全育成推進に関する事業
- (3) 環境美化の推進に関する事業
- (4) 防犯対策等の推進に関する事業
- (5) その他、地域住民の福祉の増進に関する事業

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、毎年度予算の範囲内で正副会長会が定めるものとし、1支会につき1年度10万円を超えない範囲とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付申請は、支会の代表者(以下「支会長」という。)が行うものとし、毎年8月31日までに申請するものとする。

2 支会長は、交付金の交付を受けようとするときは、地域活動支援費交付申請書(様式1)に、次に掲げる書類を備えて会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他会長が必要と認めた書類

(交付の決定及び通知)

第5条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、正副会長会で内容を審査し、適当と認めたときは交付の決定をし、地域活動支援費交付決定通知書(様式2)により支会長へ通知するとともに、

常任理事会に報告するものとする。

(実績報告)

第6条 支会長は、事業終了後、速やかに地域活動支援費実績報告書(様式3)により、会長に実績報告をしなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成20年7月11日から施行する。
- 2 平成20年度分の交付金については、第4条第1項の規定に係わらず、平成20年8月31日までに申請するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年12月3日から施行する。